

2019年 7月 11日

一般社団法人しんきん保証基金 御中
理事長 伊藤 晃 殿

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL : 086-230-1316

FAX : 086-230-6880

HP : <http://okayama-con.net/>



契約条項の修正についての申入れ

1 はじめに

当法人は消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。当法人の活動の一環として、消費者契約の約款や広告表示等の内容を検討し、その適正化のための提言を行っています（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

さて、当法人においては、銀行や信用金庫などの金融機関が消費者と締結しているカードローン等の金銭消費貸借契約及びこれに付随する保証委託契約で適用される契約条項等の中に、期限の利益喪失等の事由として「相続の開始」が含まれていることは消費者契約法上問題ではないかと考えているところであり、岡山県内の金融機関に対して問い合わせを行っていたところでございます。

2 貴基金ご使用にかかる保証委託契約について

その中で、貴基金を受託法人とする保証委託契約を利用している金融機関が存在しており、当法人において当該保証委託契約で使用されている契約約款を検討させていただきました結果、次の事実が判明いたしました。

(1) 貴基金が保証受託を行っている、各信用金庫が「しんきんカードローン」という名称で締結しているカードローン契約について

当該契約の申込書兼保証委託申込書の裏面に記載されている保証委託約款第6条及び、しんきんカードローン契約書(当座貸越契約証書)の裏面に記載されているカードローン契約規定(随時返済用)第9条は、いずれも、いわゆる期限の利益喪失条項を定めた条文と考えられますが、保証委託約款においては第6条第1項(6)で、カードローン契約規定においては第9条第1項(2)で、「相続の開始」がその事由として各掲げられております。

- (2) 同じく各信用金庫が「信金カードローン 定例返済用(極度スライド型)」という名称で締結しているカードローン契約について

当該契約のしんきんカードローン契約書(当座貸越契約証書)に付属しているカードローン契約規定第9条は、いわゆる期限の利益喪失条項を定めた条文と考えられますが、同条第1項(2)で「相続の開始」がその事由として掲げられております。

- (3) 同じく各信用金庫が「しんきん教育カードローン」という名称で締結しているカードローン契約について

当該契約のしんきん教育カードローン契約書(当座貸越契約証書)に付属している教育カードローン契約規定第11条は、いわゆる期限の利益喪失条項を定めた条文と考えられますが、同条第1項(2)で「相続の開始」がその事由として掲げられております。

- (4) なお、上記(2)(3)記載の契約については、それぞれ(1)と同内容の保証委託約款が使用されていると考えられ、この保証委託約款についても、上記(1)に記載したのと同様の問題点が存在していると考えられます。

3 消費者契約法（以下「消契法」という）上の問題点

しかし、当法人といたしましては、「相続の開始」を期限の利益喪失事由とすることは消費者契約法10条に違反するものと考えております。

- (1) 消契法の規定について

消契法は第10条において、

民法、商法（明治32年法律第48号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第1条第2項に規定する基本原則に比して消費者の利益を一方向的に害するものは、無効とする。

と定めております。

- (2) 前項記載の約款条項の消契法違反の可能性について

ここで、前項に記載した、相続の開始があつたときに借主が当然に期限の利益を失うものとする、いわゆる期限の利益喪失条項は、次の理由により消契法第10条に違反するものと考えます。

民法136条は次のとおり規定しています。

期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない

また、民法137条は次のとおり規定しています

次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

一 債務者が破産手続き開始の決定を受けたとき。

- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

以上のとおり、民法上は相続の開始は期限の利益を喪失する事由とはされておりません。また、一定の場合に期限の利益を喪失とすることは、期限の利益という消費者の権利を制限するものです。従って、相続の開始を期限の利益喪失事由とすることは、民法の規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項といえます。

そして、相続の開始は借主が制御できるような事実ではないという点で、他の一般的な期限の利益喪失事由と異なり借主の帰責性が認められないものです。また、相続の開始は借主の信用状況を変動させるものでもありません。加えて、仮に相続の開始による混乱で一時的に債務の支払いが停止するなど返済に影響があることを考慮するとしても、債務の支払いの停止は、それ自体が格別に期限の利益喪失事由とされていることが通常であり、相続の開始を別に期限の利益喪失事由として置く必要性が特別に高いとも考えられません。

相続の開始により自動的に期限の利益が喪失するものとするれば、その時点から相続人は債務残額の一括弁済の義務及び遅延損害金の支払いの義務を負うことになるだけでなく、訴訟などの法的措置を執られるリスクも負うことになり、その不利益は極めて重大です。

以上からすれば、相続の開始を期限の利益喪失事由とする条項が、民法第1条第2項に規定する基本原則に比して消費者の利益を一方的に害するものに該当することも明らかであると考えられます。

4 結語

従いまして、当法人は本書面により、貴基金に対し、①貴基金が使用する「しんきんカードローン」という名称で締結されているカードローン契約の申込書兼保証委託申込書の裏面に記載されている保証委託約款第6条第1項(6)、②同しんきんカードローン契約書(当座貸越契約証書)の裏面に記載されているカードローン契約規定(随時返済用)第9条第1項(2)、③しんきんカードローン契約書(当座貸越契約書)付属のカードローン契約規定第9条第1項(2)、④しんきん教育カードローン契約書(当座貸越契約書)付属の教育カードローン契約規定第11条第1項(2)、⑤③のしんきんカードローン契約(当座貸越契約)、④のしんきん教育カードローン契約(当座貸越契約)、で使用されていると考えられる保証委託約款第6条第1項(6)(仮に条文番号が異なる場合は同様の内容を定めた条項)を、いずれも削除していただくよう申し入れを行います。しんきんカードローン契約(当座貸越契約)、しんきん教育カードローン契約(当座貸越契約)については、貴基金が締結する契約ではございませんが、貴基金が各信用金庫等に契約書のフォーマットを提供し、貴基金

が保証委託を行うローン契約を締結する場合に当該フォーマットによる契約の締結を要請している、つまり、事実上貴基金に約款の条項の作成権限があると考えられることから、貴基金に対して申し入れを行わせていただきます。つきましては、この申し入れに対する貴基金のご回答やご意見をお聞かせいただきたく、ご多忙中のところ大変恐縮ではございますが、本書面到達後1ヶ月程度を目処に、当法人宛までご連絡いただければ幸いです。

なお、本お問い合わせは公開の方式で行わせていただきます。従いまして、回答の有無及び回答内容等は当法人ホームページ等で全て公表いたしますので、その旨ご承知置きください。ご事情により期間内にご回答いただけない場合は、当法人までその旨及び回答可能となる時期をご連絡いただければ幸いです。

以上、ご検討のほど、よろしくお願いたします。

草々

〔保証委託約款〕

第1条 (保証の委託)

1. 私の委託に基づいて一般社団法人しんきん保証基金(以下「基金」という)が負担する保証債務は、私と表記信用金庫または信金中央金庫(以下「金庫」という)との間の表記ローン契約およびそれらの付随契約(以下併せて「貸付契約等」という)による取引に基づいて、金庫に対して負担する借入元本、利息、損害金、その他一切の債務(以下「主債務」という)に対する連帯保証債務とします。
2. 保証委託の期間は貸付契約等の契約期間と同一としますが、貸付契約等の契約期間が延長または更新されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。
3. 貸付契約等が契約期間満了、失効、解除、その他の理由により終了した場合にも、基金の保証債務は、その貸付契約等に基づいて私が既に借入した債務の弁済が終了するまで継続するものとします。
4. 貸付契約等に極度額の定めがある場合には、その貸付契約等についての保証委託にも同一の極度額があるものとしますが、金庫がやむを得ないと認めて極度額を超えて貸付を行ったときは、その超過額との合計額まで保証委託の極度額は増額されるものとします。保証委託の極度額は元本極度とし、基金の保証債務は、極度額までの元本のほか利息、損害金、その他一切の費用に及びます。
5. 貸付契約等の極度額が増減額されたときは、保証委託の元本極度額も増減額されるものとします。

第2条 (主債務の返済)

私は、主債務については、その支払い期日に遅滞なく返済します。

第3条 (担保)

1. 私または保証人の信用不安、担保価値の減少等この契約による債権の保全を必要とする相当の事由が生じ、基金または金庫が相当期間を定めて請求をした場合には、この保証委託による保証または主債務を担保するため、私は基金または金庫の承認する担保もしくは増担保を提供し、または保証人をたてもしくはこれを追加するものとします。
私は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により基金または金庫の承認を得るものとします。基金または金庫は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障が生ずるおそれがない場合には、これを承諾するものとします。
3. 私がこの保証委託による債務または主債務を履行しなかった場合には、基金または金庫は、法定の手続または一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を取立または処分の上、その取得金から諸費用を差し引いた残額を基金または金庫の指定する順序により債務の弁済に充当できるものとします。取得金をこの保証委託による債務または主債務の弁済に充当した後に、なお債務が残っている場合には私は直ちに基金または金庫に弁済するものとし、取得金に余剰が生じた場合には基金または金庫はこれを権利者に返還するものとします。
4. 基金または金庫は担保に提供した担保について、事変、災害、輸送途中の事故等やむを得ない事情によって損害が生じた場合には、基金または金庫が責任を負わなければならない事由によるものを除き、その損害は私ならびに保証人が負担するものとします。

第4条 (保証料・事務手数料の支払い等)

1. 私は、基金の保証により金庫との間の貸付契約等をしたときは、基金に対して基金所定の計算方法による保証料および事務手数料(以下「保証料等」という)を、基金所定の方法により支払うものとします。
2. 私は、保証委託の期間が延長となったときまたは返済方法が変更となったときは、基金に対して基金所定の計算方法による保証料等を、基金所定の方法により支払うものとします。
3. 保証料一括払いのローンについては、金庫に対して全額繰上完済、一部繰上返済、貸付契約等の契約期間の短縮等が行われ、保証金額が減額または保証委託の期間が短縮となったときは、基金は、基金所定の計算方法による未経過保証料を、基金所定の時期および方法により返戻するものとします。ただし、基金が第6条に基づく求償権の事前行使および第10条に基づく代位弁済を行ったときは、未経過保証料は返戻されないこととします。
私は、前項により返戻保証料が生じた場合、返戻保証料から基金所定の事務手数料が差し引かれること、ならびに私がこの保証委託から生じる債務およびこの保証委託以外の保証委託から生じる債務を基金に負担しているときは返戻保証料がこれらの債務に充当されることに同意します。充当の順序・方法は第12条によるものとします。
5. 私は、支払いをした保証料等について、第3項の場合および違算過収の場合を除き、一切返戻請求できないものとします。

第5条 (反社会的勢力の排除)

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与していると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて基金の信用を毀損し、または基金の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 私は、第6条第2項第5号の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、基金にならぬ請求をしません。また、基金に損害が生じたときは、私がその責任を負うものとします。

第6条 (求償権の事前行使)

1. 私について次の各号の事由の一つでも生じた場合には、基金は、第10条の代位弁済前に求償権を行使することができるものとします。
 - (1) 私が支払を停止したとき。

- (2) 私が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) 私について破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
- (4) 私が公租公課について滞納処分を受けたとき。
- (5) 私が破産の申立て、保全処分もしくは強制執行を受けたとき。
- (6) 相続の開始があったとき。

2. 次の各号のいずれかに該当した場合には、基金は私に対する請求によって、第10条の代位弁済前に求償権を行使することができるものとします。
 - (1) 私が基金または金庫との取引約定の一つにでも違反したとき。
 - (2) 私が基金または金庫に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - (3) 私が基金または金庫に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - (4) 私が住所変更の届出を怠るなど私が責任を負わなければならない事由によって基金および金庫に私の所在が不明となったとき。
 - (5) 次のイからハまでの事由の一つでも生じ、基金において私との取引を継続することが不適切であるとき。
 - イ. 私が暴力団員等もしくは第5条第1項各号の一つにでも該当したとき。
 - ロ. 私が第5条第2項各号の一つにでも該当する行為をしたとき。
 - ハ. 私が第5条第1項の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (6) 前各号のほか基金において私に対する求償権保全のため必要と認められた事実が発生したとき。
3. 基金が前各号により求償権を行使する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張しません。

第7条 (解約・終了)

1. 私が第6条第1項、第2項の各号の一つにでも該当したとき、その他基金の私に対する債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、基金はいつでもこの契約を解約することができるものとします。
2. この契約が第1項により解約された場合にも、基金の保証債務は、その貸付契約等に基づいて私が既に借入した債務については、その弁済が終了するまで継続するものとします。
3. 第2項の定めにかかわらず、この契約が第1項により基金から解約された場合には、直ちに主債務の弁済その他必要な手続きをとり、基金には負担をかけません。

第8条 (届出事項の変更、成年後見人等の届出)

1. 私は、氏名、住所、印鑑、電話番号その他金庫に届け出た事項に変更があった場合、または家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始され、もしくは任意後見監督人が選任された場合は、直ちに金庫を通じて基金に届け出るものとします。
2. 私が住所変更の届出を怠る、あるいは私が基金からの通知または送付書類等を受領しないなど、私が責任を負わなければならない事由により通知または送付書類等が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとします。

第9条 (報告および調査)

1. 基金がこの保証委託に関して資産、収入、信用状況等について、金庫、勤務先、家族等に対して調査しても異議を述べません。
2. 私は、この保証委託にかかる主債務、および基金に対する求償債務の履行を完了するまで、基金または金庫が債権保全上必要と認め請求をした場合には、基金または金庫に対して、私および保証人の信用状態ならびに担保の状況について遅滞なく報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
3. 私は、私もしくは保証人の信用状態または担保の状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、基金または金庫に対して報告するものとします。

第10条 (代位弁済)

1. 私が借入債務の全部または一部の履行を遅滞したため、基金が金庫から保証債務の履行を求められたときは、私および保証人に対して通知・催告をしなくても、弁済することができるものとします。
2. 基金の第1項の弁済によって金庫に代位の権利の行使に関しては、私が金庫との間に締結した契約のほか、この契約の各条項が適用されるものとします。

第11条 (求償権の範囲)

基金が第10条の代位弁済をしたときは、基金に対して、その代位弁済額およびこれに対する代位弁済の日の翌日以後の年14.5%の割合による損害金ならびに遅延することのできなかった費用その他の損害を返済します。この場合の損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

第12条 (返済の充当順序)

1. 私または保証人の返済した金額が、基金に対するこの保証委託から生じる債務の全額を消滅させるに足りないときは、基金が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。
2. 私または保証人が、この保証委託から生じる債務およびこの保証委託以外の保証委託から生じる債務を基金に負担している場合に、私または保証人の返済した金額が、基金に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、基金が適当と認める順序・方法により、いずれの保証委託から生じる債務にも充当することができるものとします。

第13条 (債権の譲渡、回収の委託)

私は、基金が私に対して有する債権を第三者に譲渡もしくは回収を委託しても異議を述べません。

第14条 (公正証書の作成)

基金の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをします。

第15条 (費用の負担)

基金が第10条の代位弁済によって取得した権利の保全もしくは行使、または担保の保全、行使もしくは処分には必要と認め費用ならびに再生手続等の手続に伴って要した費用、およびこの保証委託から生じた一切の費用は私の負担とし、基金の請求により直ちに基金に返済します。

第16条 (合意管轄)

私は、この契約について紛争が生じた場合には、訴訟のいかににかかわらず、基金本店または支店の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

第17条 (個人情報の取り扱いに関する同意)

私は別途定めのある「当基金にかかる個人情報の取り扱いに関する同意条項」の内容に同意します。

第18条 (準拠法)

私および基金は、この保証委託に基づく準拠法を日本法とすることに合意します。

〔カードローン契約規定（随時返済用）〕

第1条（取引の開設等）

- この取引に際しては、表記信用金庫（以下「金庫」という）本支店のうち取扱店のみで口座を開設するものとします。なお、この取引は別途契約した表記指定口座（以下「指定口座」という）の取引とあわせて利用するものとします。
- 金庫は、この取引に使用するのしきんカードローン用キャッシュカード（以下「カード」という）およびカードローン通帳（以下「通帳」という）を発行するものとします。
- カードの発行にあたっては、借主は金庫が定めるカード発行費用を支払うものとします。

第2条（取引方法）

- この取引は当座貸越取引のみとし、小切手、手形の振出あるいは引受は行わないものとします。
- 借主は、別に定める場合を除き、カードを利用して出金する方法により当座貸越を受けるものとします。
- カード、現金自動支払機および現金自動預入支払機等（以下「自動機器」という）の取扱いについては、金庫所定のカード規定によります。

第3条（貸越極度額）

- 貸越極度額（以下「極度額」という）は金庫および一般社団法人しきん保証基金（以下「基金」という）が審査のうえ決定します。
- 金庫がやむを得ないものと認めて極度額を超えて借主に対し当座貸越を行った場合にも、この契約の各条項が適用されるものとします。なお、この場合借主は、金庫から請求があり次第直ちに極度額を超える金額を支払うものとします。
同日に数件の貸出の請求がある場合に、その総額が第1項の極度額を超えたときは、そのいずれかを貸出するかは金庫の任意によるものとします。
- 金庫の判断で極度額を増額することが適当と認めるときは、金庫は、増額後の極度額およびその時期を通知するものとします。その通知を受取ってから10日以内に借主から金庫に対し拒否する旨の申し出がない場合は、金庫は、借主が増額を承諾したものと判断するものとします。
- 次の各号のいずれかに該当したときは、金庫はいつでも極度額を減額することができるものとします。
 - 借主がこの契約に定める各条項の一つにでも違反したとき。
 - 借主の信用状態の変化その他の理由により、金庫または基金が適当と認めるとき。
- 第4項または第5項により極度額が増減額された場合においても、以降の取引もこの契約の条項により取扱われるものとします。

第4条（契約期間等）

- この契約に基づき、カードを使用して当座貸越を受けられる期間は、この契約の成立の日から表記の期間を経過する日の属する月の末日までとします。ただし、期間満了日の前日までに金庫から借主に旨の期間を延長しない旨の申し出がない場合には、期間は同期間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、借主の年齢が期間満了日の時点で満70歳に達していた場合は期間延長しないものとします。
- 第1項の期間延長が行われない場合の取扱いは次のとおりとします。
 - この契約は、期間満了の日に当然に解約されるものとします。
 - 借主は、期間満了日までにカードを取扱店に返却するものとします。
 - 借主は、期間満了日までに貸越元利金全額を返済するものとします。

第5条（利息、損害金等）

- 貸越金の利息は、金庫所定の利率（基金の保証料を含む。以下同じ）および付利単位によって計算し、表記の利息決算月の金庫所定の日に貸越元金に組み入れるものとします。利息の計算は、毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365の算式により行うものとします。
- 借主は、金庫に対する債務を履行しなかった場合には、金庫所定の損害金（基金の保証料を含む。以下同じ）を支払うものとします。損害金の計算方法は、支払うべき金額に対し1年を365日とし、日割計算とします。
- 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、金庫は利率、損害金の料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
- 第3項による利率、損害金の料率の変更の内容は、金庫の店頭または自動機器の設置場所に掲示するものとします。なお、変更日以降の取引もこの契約の条項により取扱われるものとします。

第6条（指定口座の取引）

借主は、この取引を行うにあたり別途契約した指定口座の取引とあわせて次のとおり取扱うものとします。

- この取引は指定口座に残高がない場合に利用することができるものとします。
- 指定口座にかかる各種料金等の自動支払の請求があり、第1号に該当する場合は当座貸越による借入金金は自動支払の決済に充当されるものとします。
- 取扱店以外で通帳による取引を行う場合は、あらかじめ取扱店で通帳の所定欄に印鑑を押し印のうえ、届出の印影との照合手続を完了させた後とします。
- 貸越金の残高がある場合には、指定口座に受入れ、または振込

まれた資金（受入れた証券類で決済されていないものを除く）は、貸越金の残高に達するまで、自動的に指定口座から引落しのうえ貸越金の返済にあてるものとします。

- 金庫は、第3条に規定する極度額を超えて貸越をした場合において、指定口座に受入れ、または振込まれた資金（受入れた証券類で決済されていないものを除く）があるときは、極度額を超える金額につき各種料金等の支払いに優先してこの返済にあてることのできるものとします。
- 通帳の支払い欄には、当座貸越額と普通預金の払戻額は、合算して表示するものとします。
- 第4号の場合、普通預金の支払いおよび当座貸越金への返済の通帳への記帳は省略するものとします。
- 通帳の残高欄には、貸越金残高または預金残高のいずれかを示すものとします。
- 指定口座の普通預金を解約する場合には同時にこの取引も解約するものとします。
- この取引を第10条第1項または第2項により解約するときは、指定口座の普通預金もあわせて解約することができるものとします。

第7条（利息等の支払方法）

- この契約に基づく当座貸越金の利息、損害金の支払方法については、金庫は金庫所定の日に預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず指定口座から自動的に引落し、または貸越金に組み入れるものとします。
- 金庫は、この契約に関して借主の負担となる一切の費用について、金庫所定の日に第1項と同様に、指定口座から引落しのうえ、これに充当することができるものとします。

第8条（反社会的勢力の排除）

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 虚説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主は、第9条第2項第9号の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、金庫になんらの請求をしません。また、金庫に損害が生じたときは、借主がその責任を負うものとします。

第9条（期限前の全額返済義務）

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 第3条第2項の請求にもかかわらず、速やかに極度額を超える金額の返済をしなかったとき。
 - 相続の開始があったとき。
- 次の各号のいずれかに該当した場合は、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が金庫取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 借主が第14条の規定に違反したとき。
 - 借主が支払を停止したとき。
 - 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 借主について破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - 担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
 - 借主が住所変更を怠るなど借主の責任を負わなければならない事由によって金庫に借主の所在が不明となったとき。
 - 借主が金庫に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 次のイからハまでの事由の一つでも生じ、金庫において借主との取引を継続することが不適切であるとき。
 - 借主が暴力団員等もしくは第8条第1項各号の一つにでも該当したとき。
 - 借主が第8条第2項各号の一つにでも該当する行為をしたとき。
 - 借主が第8条第1項の表明・確約に関して虚偽の申告をした

〔カードローン契約規定 定例返済用(極度スライド型)〕

第1条 (取引方法)

この取引は当座貸越取引のみとし、小切手、手形の振出あるいは引受、公金庫等の別記に定める場合を除き、しんきんカードローンカード(以下「ローンカード」という)を利用し、入金する方法により当座貸越を受けるものとします。

第2条 (貸越極度額)

貸越極度額(以下「極度額」という)は、金庫および一般社団法人しんきん保証基金(以下「基金」という)が審査のうえ決定します。金庫がやむを得ないものと認めて極度額を超えて借主に対し当座貸越を行った場合にも、この契約の各条項が適用されるものとします。

第3条 (契約期間)

この契約に基づき、ローンカードを使用して当座貸越を受けられる期間は、この契約の成立の日から表記の期間を経過する日の属する月の返済日までとします。ただし、期間満了日の前日までに金庫から借主に返済を延長しない旨の申し出がない場合は、期間は期間延長されるものとします。

第4条 (利息、損害金)

貸越金の利息は、金庫所定の利率(基金の保証料を含む。以下同じ)および付利率(以下「付利率」という)を、毎月の表記返済日(以下「定例返済日」という)に返済元金に組み入れるものとします。利息の計算は、毎日の貸越最終残高に付利率×365の算式により行うものとします。

第5条 (定例返済)

借主は、毎月の定例返済日(金庫の休日の場合には、その翌営業日。以下同じ)に、表記極度額に、次に定める金額を返済します。ただし、第2条第3項または第4項により極度額を変更したときは、変更後の極度額に定めた金額を返済します。

Table with 4 columns: 極度額, 返済額, 極度額, 返済額. Rows show ranges of loan amounts and corresponding repayment amounts.

定例返済日の前日の貸越残高と定例返済日の前日までの利息の合計額が、第1項で定める返済額以下の場合には、返済額を返済します。定例返済日の前日の貸越残高と定例返済日の前日までの利息の合計額が、第1項で定める返済額より大きい場合は、前月末の貸越残高によって次に定める金額を返済します。

第6条 (定例返済額の自動控除)

借主は、第5条による定例返済のため各定例返済日までに返済額相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。金庫は、各定例返済日に預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しを行ううえ、毎回の返済にあてるものとします。

第7条 (任意返済)

第5条による定例返済のほか、借主はいつでも貸越残高に対して任意の金額を返済できるものとします。なお、この返済を行った場合においても第5条の定例返済は通常どおり行われます。

第8条 (反社会的勢力の排除)

借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロムまたは特殊犯罪組織等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたってその旨を維持することを確約します。

第9条 (期限前の全額返済義務)

借主は、この契約の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

第10条 (前各号のいすれか)

この契約による債務全額について期限の利益を失い、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額を返済するものとします。

(6) 担保の目的物について差押えまたは預手続の開始があったとき。(7) 借主が住所変更を怠るなど借主の責任を負わなければならない事由によって金庫に借主の所在が不明となったとき。(8) 借主が金庫に虚偽の資料提供または報告をしたとき。(9) 次のイからハまでの事由が一つでも生じたとき。

第10条 (契約の終了、解約、中止)

次の各号のいずれかに該当した場合は、金庫はいつでも新たな貸越を中止し、またはこの契約を解約することができるものとします。(1) 借主が返済を遅延したとき。(2) 借主の利用状況等から金庫が適当と判断したとき。

第11条 (金庫の移転)

借主は、この契約による債務のうち各定例返済日が到来したものと、もしくは第9条または第10条に基づき返済しなければならないこの契約による借主の債務全額と、借主の金庫に対する預金、定期預金その他の債権とを、その債権の期限の利益にかかわらず相殺することができます。

第12条 (借主からの相殺)

借主は、期限の到来している借主の預金、定期預金その他の債権とこの契約による債務とを、その債務の期限が未到来日を超えて相殺することができます。借主は、相殺計算を実行する場合は、金庫所定の日までに金庫へ書面により借主の通知をすものとします。

第13条 (債務の返済等における順序)

金庫が相殺する場合には、借主がこの契約による債務のほかにも金庫に対して返済しなくてはならない債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、金庫は債権保全上必要と認められる順序により充当し、これを借主に通知するものとします。借主は、その充当に対して異議を述べないものとします。

第14条 (代位証書等の提出)

借主は、借主が金庫に支払う費用のほか、金庫を通じて、金庫以外の者に支払う費用については、第6条第2項と同様に、金庫は返済用預金口座から支払うものとします。

第15条 (印鑑照合)

金庫が、この取引にかかるとする借主の印鑑に使用された印影をこの契約書に押印した印影と照合し、第6条第2項の返済用預金口座の印影と照合し、相違ないことを認めたときは、その印影を、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、金庫は責任を負わないものとします。

第16条 (費用の負担)

次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとします。(1) 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用。(2) 担保物件の調査または取戻しもしくは処分に関する費用。

第17条 (費用の自動支払)

第16条により借主が金庫に支払う費用のほか、金庫を通じて、金庫以外の者に支払う費用については、第6条第2項と同様に、金庫は返済用預金口座から支払うものとします。

第18条 (届出事項の変更、成年後見人等の届出)

借主は、氏名、住所、印鑑、電話番号その他金庫に届け出た事項に変更があった場合、または家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始され、もしくは任意後見監督人が選任された場合は、直ちに書面により金庫に届け出るものとします。

第19条 (報告および調査)

借主は、金庫が債権保全上必要と認め、請求をした場合には、金庫に対して、借主および保証人の信用状態並びに担保の状況について滞滞なく報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。

第20条 (契約の変更)

この契約の内容を変更する場合は、第4条第3項による利率・損害金の利率の変更を除く、金庫は変更内容および変更日借主に通知するものとします。借主および金庫は、変更日以降は変更後の契約内容に従いこの取引を行うものとします。

第21条 (契約上の地位、債権、権利等の譲渡)

金庫は、将来この契約上の当事者としての地位、ならびにこの契約に基づく一切の債権および権利を他の金融機関等に譲渡(以下「借託」を含む)することができるものとします。

第22条 (個人情報の取り扱いに関する同意)

借主は、個人情報の取り扱いに関する同意を、この契約の締結と同時に、この「当金庫」にかかる個人情報の取り扱いに関する同意条項の内容に同意するものとします。

第24条 (準拠法)

借主および金庫は、この契約書に基づく契約準拠法を日本法とすることに合意するものとします。

【教育カードローン契約規定】

第1条 (取引方法)

- この取引は教育資金のための貸越取引のみとし、小切手、手形の振出あるいは引受、公共料金等の自動支払は行わないものとします。
- 借主は、別に定める場合を除き、しんきんカードローンカード(以下「ローンカード」という)を利用して出金する方法により教育資金のための借入を受けるものとします。
- ローンカード、現金自動支払機および現金自動預入支払機等(以下「自動機器」という)の取扱いについては、表記信用金庫(以下「金庫」という)所定のローンカード規定によります。

第2条 (貸越極度額)

- 貸越極度額(以下「極度額」という)は金庫および一般社団法人しんきん保証基金(以下「基金」という)が審査のうえ決定します。
- 金庫がやむを得ないものと認めて極度額を超えて借主に対し貸越を行った場合にも、この契約の各条項が適用されるものとします。
- 金庫の判断で極度額を増額することが適当と認めるときは、金庫は増額後の極度額およびその時期を通知するものとします。その通知を受取ってから10日以内に借主から金庫に対し拒否する旨の申し出がない場合は、金庫は、借主が増額を承諾したものと判断するものとします。
- 次の各号のいずれかに該当したときは、金庫はいつでも極度額を減額することができるものとします。
 - 借主がこの契約に定める各条項の一つにでも違反したとき。
 - 借主の信用状態の変化その他の理由により、金庫または基金が適当と認めるとき。
- 第3項または第4項により極度額が増減額された場合において、以降の取引もこの契約の条項により取扱われるものとします。

第3条 (契約期間等)

- この契約の契約期間は、表記のとおり1年毎の自動更新とします。ただし、契約時または更新時から1年以内に表記の貸越契約期限が到来する場合は、貸越契約期限までを契約期間とし、表記の「貸越契約期限」をもって契約期間は満了するものとします。
- 借主は、契約期間満了日までにローンカードを取扱店に返却するものとします。

第4条 (借入可能期間)

この契約に基づき借入を受けられる期間は、第3条に定める契約期間中、かつ、表記のお借入ご利用期限(以下「ご利用期限」という)までとします。

第5条 (契約期間中の利息支払等)

- 契約期間中の貸越金利息は、金庫所定の利率(基金の保証料を含む。以下同じ)および付利単位によって計算し、毎月の表記利払日(以下「定例利払日」という)に支払うものとします。なお、定例利払日が金庫の休日の場合には、その日の翌営業日に支払うものとします。利息の計算は、毎日の貸越最終残高の合計額×利率÷365の算式により行うものとします。
- 借主が金庫に対する債務を履行しなかった場合には、金庫所定の損害金(基金の保証料を含む。以下同じ)を支払うものとします。損害金の計算方法は、支払うべき金額に対し1年を365日とし、日割計算とします。
- 借主は、第1項による利息支払のため各定例利払日までに表記預金口座に利息支払額相当額を預け入れることとします。
 - 金庫は、各定例利払日に預金通帳、同払戻請求書または小切手によらず、表記預金口座から払い戻しのうえ毎回の利息支払にあてるものとします。ただし、表記預金口座の残高が毎回の支払額に満たない場合には、金庫はその一部の支払にあてる取扱いはせず、支払が遅延することとなります。
- 第3項による預け入れが定例利払日より遅れた場合には、金庫は預け入れ後いつでも第4項と同様の処理ができるものとします。

第6条 (利率の変更)

- 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、金庫は利率・損害金の料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。
- 第1項による利率・損害金の料率の変更の内容は、金庫の店頭または自動機器の設置場所に掲示するものとします。なお、変更日以降の取引もこの契約の条項により取扱われるものとします。

第7条 (契約期間中の任意返済)

- 借主はいつでも貸越元金残高に対して任意の金額を返済できるものとします。なお、この返済を行った場合においても第5条に定める毎月の利息支払は通常どおり行うものとします。
- 第1項の任意返済は、借主が直接金庫の店頭へ申し込むか、自動機器を使用する方法により行うものとします。

第8条 (就学者の退学時等の取扱)

表記「就学者」が第4条で定めのご利用期限前に退学その他就学することがなくなった場合は、直ちに金庫所定の方法で金庫へ通知するものとします。この場合、第3条および第4条の定めによらず、金庫において就学者の就学することがなくなったことを知った日をもって、ご利用期限が到来した(あらたな借入はできない)ものとし、その日より3か月を経過した日に契約期間が満了するものとします。この場合は、第9条に定める取扱いを行うこととします。

第9条 (貸越元金の返済方法等)

この契約による貸越元金の返済は、契約期間満了の日までに証書貸付への借換えを行い分割返済とするか、または同日までに一括返済(貸越元金全額の一括返済)するものとします。

なお、借換えによる分割返済を行う場合の証書貸付については、以

下の各号により取扱うものとします。

- 借主は、金庫所定の日までに証書貸付の申込みを行うものとします。
- 証書貸付契約の締結時まで、この契約による未払利息を一括して支払うものとします。
- 証書貸付の借入利率は、借換えを行うときの金融情勢に基づき、一般に適当と認められる範囲で金庫において定めるものとします。
- 証書貸付の借入期間は、10年以内とし、返済方法は、金庫の定めるところによる毎月均等返済(半年毎増額返済可)とします。なお、元金返済の据置期間を設けることは、できないものとします。
- 証書貸付の申込時において、証書貸付契約にかかる印紙代等の費用および基金所定の保証料の支払を金庫から求められた場合は、借主は証書貸付契約の締結時まで金庫所定の方法により支払うものとします。
- この契約にかかる契約書等は、証書貸付契約の債務全額の返済がなされるまでは借主に返却しないものとします。

第10条 (反社会的勢力の排除)

- 借主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主は、第11条第2項第9号の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、金庫になんらの請求をしません。また、金庫に損害が生じたときは、借主がその責任を負うものとします。

第11条 (期限前の全額返済義務)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について当然に期限の利益を失い、第5条および第9条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が第5条に定める毎月の利息支払を遅延し、金庫から書面により督促しても、次の支払日(定例利払日)までに債務(損害金を含む)を返済しなかったとき。
 - 相続の開始があったとき。
- 次の各号のいずれかに該当した場合は、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、第5条および第9条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が金庫取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 借主が第16条の規定に違反したとき。
 - 借主が支払を停止したとき。
 - 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - 借主について破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - 担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主が責任を負わなければならない事由によって金庫に借主の所在が不明となったとき。
 - 借主が金庫に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 次のイからハまでの事由が一つでも生じ、金庫において借主との取引を継続することが不適切であるとき。
 - 借主が暴力団員等もしくは第10条第1項各号の一つにでも該当したとき。
 - 借主が第10条第2項各号の一つにでも該当する行為をしたとき。
 - 借主が第10条第1項の表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元金(損害金を含む)の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき金庫が認めたとき。
- 第2項の場合において、借主が住所変更の届出を怠る、あるいは借主が金庫からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。